8	バラストの排出についての条件					
	.1　陸地からの距離＞12海里	X	X	X	X	X
	.2　水深＞25メートル	X				
9	排出後にタンクに取り入れられる水は、制限なしで海洋に排出することができる。	X	X	X	X	X

補遺B　予備洗浄方法

この補遺Bには、附属書II付録六に基づく予備洗浄方法を記載する。これらの方法には、特定船舶に備えられるタンク洗浄のための装置及び設備の使用についての特定の要件を記載し、次のものを含める。

.1　使用すべき洗浄装置の位置
.2　スロップの排出方法
.3　加熱洗浄についての要件
.4　洗浄装置のサイクル数（又は作動時間）
.5　最小の作動圧

補遺C　通風方法

この補遺Cには、附属書II付録七に基づく通風方法を記載する。この方法には、特定の船舶に備えられる貨物タンクの通風装置又は設備の使用についての特定の要件を記載し、次のものを含める。

.1　使用すべき通風装置の位置
.2　ファンの最小流量又は速度
.3　貨物の管系、ポンプ、フィルター等に通風するための方法
.4　通風の完了時にはタンクが乾燥していることを確保するための方法

補遺D　主管庁が要求し、又は認める追加の情報及び作業方法

付録五　貨物タンク、ポンプ及び関連する管系における残留物の量の評価

1　序

1.1　目的

1.1.1　この付録は、貨物用ポンプ装置の効率性を試験するための方法を定めることを目的とする。

1.2　背景

1.2.1　第十二規則1、2又は3の規定に適合するためのタンクのポンプ装置の能力は、この付録の3に定める方法に従つて試験を行うことによつて決定する。測定された量は、「ストリッピング量」という。各タンクのストリッピング量は、船舶の手引書に記録する。

1.2.2　一のタンクのストリッピング量を決定した後に、主管庁は、当該量を同様のタンクについて使用することができる。ただし、主管庁が当該タンクのポンプ装置が同様のものであり、かつ、適正に作動していると認める場合に限る。

2　設計基準及び性能試験

2.1　貨物のポンプ装置は、附属書II第十二規則に定めるタンク及び関連する管系につき、残留物の最大量を満たすよう設計すべきである。

2.2　第十二規則5に基づき、貨物のポンプ装置は、その性能を証明するため水を用いて試験する。このような水を用いる試験は、測定により、当該装置が第十二規則の要件を満たすことを示すものとする。第十二規則1及び2に関しては、一タンク当たり五十リットルの誤差を認めることができる。

3　水による性能試験

3.1　試験の条件

3.1.1　船舶のトリム及び横傾斜は、吸引点において適切に排水することができるようなものとする。水による試験の間、船舶のトリムは、船尾において三度を上回つてはならず、船舶の横傾斜は、一度を上回つてはならない。

3.1.2　水による試験のために選択したトリム及び横傾斜は、記録されるものとする。当該トリム及び横傾斜は、水による試験の間、使用する最小の値とする。

3.1.3　水による試験の間、貨物タンクの取卸しのマニフォールドにおける百キロパスカルを下回らない背圧を維持するための措置をとる。（図五―一及び五―二参照）

3.1.4　水による試験を終了するために要した時間は、その後の試験の結果として修正する必要があることを認識して、各タンクについて記録する。

3.2　試験方法

3.2.1　試験が行われる貨物タンク及び関連する管系が洗浄されたものであり、当該タンクに入ることが安全であることを確認する。

3.2.2　貨物タンクに、通常の取卸し方法を最後まで実施するために必要な深さまで水を充塡する。

3.2.3　提案された方法に従い、貨物タンク及びその関連する管系から水を排出し、及びストリッピングする。

3.2.4　貨物タンク及びその関連する管系に残留するすべての水を測定のために較正された容器に集める。水の残留物は、特に次の地点から集める。

.1　貨物タンクの吸引部及びその付近
.2　貨物タンクの底におけるたまつた部分
.3　貨物用ポンプの低い位置の排出部分
.4　貨物タンクからマニフォールド弁までに関連する管系のすべての低い位置の排出部分

3.2.5　3.2.4の規定において集められた水の総量が貨物タンクについてストリッピング量を決定する。

3.2.6　タンク群が共通のポンプ又は管によつて配置されている場合において、共通の装置に関連する残留物であつて、水を用いる試験によるものは、次の作業上の制限が船舶の承認された手引書に含まれるときは、タンク間で等しく割り当てることができる。このタンク群における連続的な取卸しについては、ポンプ又は管系は、当該タンク群においてすべてのタンクから取り卸されるまで洗浄されないものとする。